

広島県告示第四百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第二項第一号に掲げる寄附金（委託を受けた者が運営するふるさと納税に関するポータルサイトを利用して寄附の申込みがあったものに限る。）の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和三年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託期間
名称	住所	
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号	令和三年四月一日～ 令和四年三月三十一日